

第4回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議 議事録

日 時 令和3年11月24日（水）17時～
場 所 宮城県庁2階 講堂

【司会（宮城県原子力安全対策課 日下 原子力防災対策専門監）】

定刻少し前ではありますが、全員お揃いになっているようですので、ただいまから第4回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を開催いたします。

はじめに、村井知事より挨拶を申し上げます。

【宮城県知事 村井嘉浩】

皆さん、こんばんは。

本日は大変お忙しい中、第4回目の処理水の取扱いに関する宮城県連携会議にご出席を頂きまして誠に有難うございます。また、経済産業省をはじめとした関係省庁と、東京電力ホールディングス株式会社の皆様におかれましては、ご来県いただきまして誠に有難うございます。

県では、先月、遠藤副知事をはじめ関係部の職員により東京電力福島第一原子力発電所の現地調査を実施いたしました。調査では、廃棄物管理エリア等からの放射性物質の漏洩や排気フィルターの損傷などの事案が発生していることを踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社に対し、厳格な安全管理の徹底などを求めたところでございます。今後、確実な再発防止に努められるとともに、事故被害対策につきましては信頼回復に向けて、会社を、全社を挙げて、風評対策をはじめとした各種対策を万全に行うよう求めてまいります。

さて、この処理水の取扱いに関する宮城県連携会議につきましては、前回9月18日に第3回目を開催し、国からは処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめについて、また東京電力からは処理水の取扱いに関する検討状況等について、説明をいただいたところであります。

本日は、前回ご説明いただいた内容に対し、構成団体の皆様と共に、示された対策項目ごとにまとめた具体策の提案を、水産部会や各構成団体の皆様から直接ご説明いただくことにしております。

国及び東京電力ホールディングス株式会社の皆様におかれましては、本日の連携会議からの意見・要望についてしっかりと受け止めていただき、具体的な対策を今後の計画に盛り込んでいただきますようお願い申し上げます。開会にあたっての私の挨拶といたします。今日は、よろしくようお願い申し上げます。

【司会（日下 原子力防災対策専門監）】

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。一人ずつのご紹介は割愛させていただきます。

なお、知事は公務のため18時30分までに会議が終わらない場合は、中座させていただきます。大変申し訳ありませんが、予めご了承を願います。

それでは、議事に入ります。

本連携会議の座長であります知事に進行をお願いいたします。

【座長（村井 知事）】

はい。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事の（1）「処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」等に対する意見要望について、水産部会、農業、観光の各構成団体からご説明いただきます。

なお、ここで発言されない方からは、国と東京電力からご説明いただいた後に、ご発言いただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、最初に水産部会を代表いたしまして、部会長である佐藤水産林政部長から説明してください。

【水産部会長（佐藤 水産林政部長）】

水産部会の部会長を務めております水産林政部長の佐藤でございます。

水産部会において、水産業界関係者の意見・要望をとりまとめましたので、私からその概要を報告させていただきます。それでは着座にて説明させていただきます。

9月18日に、当面の対策の内容等についてご説明いただいて以降、水産部会におきましては、これに対する意見、意見交換及びとりまとめを行ってまいりました。

資料の1をご覧ください。表の中央、提案団体に水産部会とあるものが水産部会からの意見・要望となります。詳細については後ほどご覧いただければと思いますが、主なものについて説明させていただきます

まず1枚目、当面の対策の取りまとめの項目では整理できない意見・要望について、でございます。

第1といたしまして、宮城県の水産業界の認識を深めることとさせていただきます。本県の水産業界は、全国第4位の生産量生産額を誇り、水産加工品の生産量も全国第3位となっております。このように本県水産業界は全国的にも規模が大きく、風評被害が発生した場合の影響が、広範囲に及ぶこと認識いただきたいと思いますと考えてございます。

2といたしまして、これまでも重ねて意見させていただいておりますが、水産部会としては、海洋放出には断固反対の考えは変わっておらず、また、将来新たな技術が開発される可能性もあることから、引き続き海洋放出以外の処分方法についても、検討していただくことを要望いたします。一方で、既に風評が発生しているとの声もあり、海洋放出をすしないにかかわらず、本県水産業界関係者が不利益を被らないよう、処理水に対する対策を求めていく必要があると考えております。

このことから、国で作成いただいた当面の対策の取りまとめについて、個別の対策ごとに意見・要望をさせていただきます。

最初に、2ページ目の対策2のモニタリングの強化・拡充をご覧ください。ここでは、対策に挙げた取組を確実に実施することで、国民の信頼を得ることとあわせ、調査は水質だけではなく、プランクトンから魚介類までの海洋生態系全体に対する影響について、包括的に実施することを要望いたします。

次に、対策の4、安心が共有されるための情報の普及・浸透をご覧ください。こちらに関し

まして、2に記載しているとおり、まず国として国内外に向け処理水の「安全宣言」を発出いただき、国民に安心感を浸透させることを要望いたします。

次に、対策の5、国際社会への戦略的に発信について、でございます。まずは1に記載しているとおり、国内外において不安を煽る情報発信に対して、毅然とした姿勢で是正を求めていただきたいこと。また、2に記載のとおり、国際的な理解のうち、特に隣国の韓国、中国の理解を得ることが不可欠だと考えます。安全性を積極的に発信するとともに、各国の理解醸成の進捗状況について、随時公表していただくことを要望いたします。

次に、対策の6になります。3ページですね。6になります。安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握について、でございます。国はこれまで、「関係者の理解なしにはいかなる処分を行わない」としておりますが、安全性確保、安全性等に関する国民の理解醸成に徹底的に取り組むことを要望いたします。

次に、対策の7、安全証明・生産性向上、販路開拓等の支援でございます。こちらは、風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築のための支援と理解してございますが、まず1に記載のとおり、現段階では、福島のみが対象となっている支援策が多々ございます。これについても、宮城県も対象とするよう明記することを求めます。また、財源について、生産から消費まで各段階の対策に長期間柔軟に対応できるよう、基金化するよう要望いたします。

個別の対策について、でございますが、3のとおり、頑張る漁業復興支援事業については、次世代以降も安心して漁業・養殖業を営めるよう令和7年度以降も延長することを、また4の種苗放流については、既存魚種だけではなく、新たな栽培漁業種の取組についても支援するよう要望いたします。また、5のとおり、新たな生産・販売展開で必要となる漁業用機器、水産加工設備、水産業共同利用施設等の整備に対する支援についても、あわせて要望いたします。また、6についてですが、本県は全国から漁船が集まる特定第3種漁港が3つあり、地域経済の核となっております。風評影響による水揚げ漁船の減少が地域経済のテーマに直結する可能性が十分懸念されますが、当面の対策では魚市場に対する支援の記載がございません。是非、魚市場の水揚げ確保、経営の安定化に関する支援についてのご検討を要望いたします。

4ページ目になります。対策の8になります。万一の需要減少に備えた機動的な対策についてであります。まず県産品が市場で敬遠されることのないよう、サプライチェーンの監視・指導を行っていただきたい。その上で、被害が生じた場合でも、まずは賠償金ではなく、生産者・事業者の生業の維持ができるよう、水産物、水産加工品の買い取りについて、一過性で終わらない十分な予算措置を行うことを要望いたします。また、買い取り品については適正価格で販売し、安心と美味しさをアピールする取組の継続を要望いたします。

次に、対策の9、なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償でございます。基本的には、これまでの対策が重要と考えておりますが、それでも損失が生じた場合には国が責任を持って賠償に対応し、その際には逸失利益も含め、予想される全ての利益を考慮した賠償制度の確立を求めます。

5ページになります。次に対策の10でございます。風評を抑制する将来技術の継続的な追求でございますが、仮に海洋放出するとしてもその期間の見込みを随時報告し、総短縮を図ることが必要と思っております。重ねて、世界の研究機関とも連携し、処理水から放射性物質を完全除去する技術開発を進め、それを実現することを要望いたします。

結びになります。期限のない海洋放出は将来世代に禍根を残し、地域の産業を引いては食文化の衰退にもつながりかねないことから、水産部会の水産業界としては、海洋放出は反対と再度申し上げます。そのことを十分認識していただいた上で、あらためて海洋放出以外の処分方法の検討や、海洋放出するしないにかかわらず、安心して事業継続・拡大できる対策を講じていただくよう要望いたします。

なお、本県事業者は、東日本大震災で多大な負担を被りながら復旧に邁進してきた経緯がございます。支援に当たりましては、事業再生に係るこれまでの負担も十分に考慮していただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

なお、要望の詳細につきましては、資料に記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。以上で、水産部会からの説明を終わります。

【座長（村井 知事）】

はい。どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県食品輸出促進協議会の清水幹事様から御説明をお願いいたします。

【宮城県食品輸出促進協議会 清水 幹事】

宮城県輸出促進協議会の清水でございます。会長の小野寺に代わりまして、代理で報告させていただきますと思います。着座にて報告いたします。

9月18日の会議から、協会会員の要望ですね、まとめまして報告させていただきます。

まず対策1、1ページですが、魚の飼育が科学的に有効であることを示して欲しいということで、まあこれあの風評を抑制するための処分方法のということで、一例あげられていますが、この魚の飼育自体が、ですね、まあトリチウム含むこの処理水の安全性につながるものなのかどうか。そういったところを、ですね、まずしっかり説明して、行なっていたきたいというふうに思います。

次に、対策2 モニタリングの強化・拡充の方ですが、こちらは、基準値を超える魚が今も漁獲されていることについて、早急に原因を究明して欲しい。前回、あの当協会が小野寺の方からも、ですね、強い要望があったと思いますが、こちらの具体的な報告がまだ出ていないということでもあります。

次に、放射能検査機器の導入等の支援策をメニュー化して欲しいということで、輸出関係でありますと、いろんな各国又はいろんな流通の方々がいらっしゃいます。様々な要望に対応するために取引先企業に対する報告そういったものがあって、色々な各輸出企業・機関に、ですね、放射能検査機器導入というのが必要になってくるのではないかなと思われれます。

対策3 こちらは、まあ国際機関等による監視、透明性の確保ですが、国際的な監視はIAEA以外で、環境や海洋の機関も入れて欲しいということで、まあIAEAとなりますと、やはりあの原子力関連機関という、まあイメージがありますので、あのやはり環境とか海洋に精通した国際機関等ですね、調査そういった安全性の確認ということも入れて欲しいということでございます。

2、モニタリングの結果は、マスメディア等を積極的に活用し、毎回周知すべき、まあして欲しいということでもあります。まあこれは、やはりモニタリングの結果のですね、報告

するまゝ知らせる内容と、やはりその回数・頻度そういったものが非常に大事なのではないかということで要望がきております。

対策4、こちらは、そうですね、安心が共有されるための情報の普及・浸透ということで、消費者の理解向上に関し、国内外の消費者の意見を定期的に収集し、把握していただきたいということで、やはり輸出をやっているっていうことで国内は勿論ですけども国外のお客様のですね、今回のまゝ輸出に関わった状況になった時に、ですね、どんな意見、思いがあるのかということもですね、やはりしっかり把握していただきたいということでございます。

次に、対策5ですが、こちらは国際社会への戦略的な発信ということで、まゝ輸出規制解除後の風評対策の戦略を構築していただきたいということで、輸出規制解除の積極的なあの活動は、あの政府行政の方達もしっかりやれているようには思うのですが、あの規制解除が終わりではなくて、ですね、風評対策というのはその後も続いているわけなので、その後の戦略をしっかりと構築していただきたいというふうに思います。

次に、対策7、4ページです。こちらは、安全証明・生産性向上、販路開拓等の支援ということですが、1、宮城県にも福島県同様に各支援の実施をしていただきたいということで、まゝ前回もあの資料等を拝見しますと、やはりあの福島県に限定的なようなあの支援がちょっと見られたので、宮城県にも同様な支援を実施して欲しいということでございます。2、国際的な認証した取得。現在ですとMSC、ASC、MEL、COC、こういった環境まゝSDGsにつながるそういった認証取得が今後必要になってくると思いますし、輸出企業においても、ですね、非常にこちら効果的なあの認証取得になってくるのではないかなというふうに思います。これについて、あの風評の影響で、ですね、認証が取れないとか、できないとか、そういったことにならないように、ですね、認証機関と十分に事前調整をして欲しいということでございます。

対策8、万一の需要減少に備えた機動的な対策ということで、1、一時買い取りと保管は、加工品等も対象とすること。ということで、前回の資料ですと生鮮品のような表現が多かったのかなというふうに思いますので、やはりあの加工品等も含めてですね、対象にして欲しいということです。

2、冷蔵庫の保管補助や物流の運賃補助を実施すること。ということで、風評被害で販売が厳しくなってきましたので、ロットが販売のロットが小さくなったり、場合によっては運送会社さんが、まゝ運賃を値上げしてきたりと、そういったことも可能性としてあると思いますので、運賃補助も、ですね、含めて補助していただきたいというふうに思っております。

次はですね、対策9、風評被害の被害者の立場に寄り添う賠償ということですが、やはりあのコロナの影響で、非常にあの厳しい状況にもなっていますし、昨今では、やはりあの水産原料の減少、魚種が変化してきたりし、厳しい状況になっておりますので、賠償はですね、早期に開始していただきたいということでございます。

対策10、風評を抑制する将来技術の継続的な追求、こちらはやはり処理水の安全性確保が現在不十分ということで、海洋放出を、今一度、処分方法を見直して欲しいということでございます。

以上、以上で終わります。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県農業協同組合中央会の高橋常務理事様からご説明お願いいたします。

【宮城県農業協同組合中央会 高橋 常務理事】

はい。中央会高橋でございます。高橋会長代理で出席しています。

着座にてご報告申し上げます。

資料につきましては、1 ページ目の中段でございます。

経過としましては、前回までの会議の中で、東日本大震災後の風評被害対策、なお今なお継続をせざるを得ない損害賠償請求につきましては、縷々ご説明申し上げたところでございます。

先般、国から海洋放出に対し、今後の理解促進対策は示されたものの、現時点において、消費者、流通業者、農民、更には国際社会において理解が醸成されたというふうには、私どもは認識しておりません。つきましては、認識、醸成が整ったと判断できかねるところから、海洋放出は、なお求めない。行わないということを求めるところでございます。

加えまして、繰り返しになりますが、それ以外、海洋放出以外の処分方法につきましても引き続き検討していただくように、引き続きお願い申し上げるところでございます。

それと 5 ページ目まで進みます。5 ページ目につきましては、東京電力に対する意見・要望も付けさせていただきました。ちょうど中段でございます。今回、もし農業者に風評被害が発生した場合につきましては、是非、被害者に寄り添った対応とともに、ですね、損害賠償を実施するようお願いするというのを重ね重ねお願い申し上げるとともに、2 点目につきましては、今回示された内容につきましては、どうも具体性が乏しい。示された内容を見ましても、どの部分が風評被害対策なのか。どの部分が市況に及ぼすものなのか。なかなか理解しづらいという印象であります。つきましては、具体化につきまして、なお一層をご検討いただきたいという点でございます。

私からは、以上でございます。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県農業会議の中村会長様からお願いいたします。

【宮城県農業会議 中村 会長】

宮城県農業会議の中村でございます。着座して説明をさせていただきたいと思っております。はじめに、5 月の連携会議立ち上げから半年が経過をいたしました。

しかし、会議での議論は進展しておらず、今後の内容、要望内容も含め、これまで連携会議で要望した内容について、早急かつ真摯に対応していただくように、国及び東京電力に強く求めるものでございます。

その上で、ALPS 処理水の取扱いについては、5 月の会合で確か 6 年余の議論がされてきたとの説明がございましたが、本県においては政府の基本方針決定以降に、初めて説

明がなされた状況であり、これらの内容が十分理解されている現状にないことから、農業者をはじめ農業関係機関・団体に対して、さらに丁寧に説明する機会を積極的に設けていただき、理解醸成に努めることをお願いしたいと思います。

その上で、当面の対策についても、実施する内容を関係者に丁寧に説明するとともに、宮城県内の農林水産業者が利用できる支援内容を明確化し、農業者、市町村、農協など関係機関や団体への丁寧な説明を求めるものであります。

さらに、万が一農林水産物に風評被害が発生した場合、機動的に対応できるよう現在示されている農林業への対応について宮城県を対象に加えること。また、販路拡大に向けた基金等の仕組みについて、業種を限定せず農業も対象として万全な対策を講じることを求めるものであります。また、風評被害に対する賠償については、賠償方針に地域や業種を限定しない旨を明記し、更に被害が発生した場合には、被害者が立証する負担を軽減するため、迅速かつ柔軟に対応することを農業会議としては強く求めるものであります。

なお、資料に農業に関する、その他の点は記載しておりますので、そちらをお目通しいただきたいと思います。

以上であります。

【座長（村井 知事）】

はい。どうもありがとうございました。

それでは最後に、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の佐藤理事長様ご説明をお願いいたします。

【宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合 佐藤 理事長】

宮城県のホテル旅館生活衛生同業組合でございます。

第4回目（第3回目）の連携会議は欠席いたしまして、大変失礼を申し上げます。しかしながら、その後、当組合内で様々意見交換させていただきながら、なおかつ岩手の同業組合、そして福島の同業組合とも意見のすり合わせを行いながら、今日に臨んでおるわけでございます。先週11月19日にも最終的に、ですね、理事会の方で、今回の要望に関しても確認させていただきながら、皆様の方にお話をさせていただきたいと思います。着座にて失礼をさせていただきます。

まずあの私たちの宿泊業界、観光宿泊業界でございますが、ご存知のとおり今回のコロナ禍の中で、まあ大きな傷を負ったわけでございます。そのような中で何か私達これからですね、あ、今はまあ、あの県民割ですとか、これから、もしかしたら始まるかもしれないGOTトラベルですとか、まあそういったもので、多少ですね活況を呈することがあるかもしれませんが、本業の力ではないということを理解しながら今仕事をさせていただいているわけでございます。

なおかつですね、私達、現状の状況では、少しでもマイナスになるような要因は芽を摘みたいというのは正直なところでございます。今回のALPS処理水の処分に伴う様々な議論の中で、必ずしもですね私たちにプラスにならないものについて、まあなかなか賛成できないというのは現況である事は、ご理解頂きたいというふうに思っております。

ではあの対策について、お話をさせていただきます。

まず対策の4番目3ページをご覧ください。ご存じのとおり、今はコロナウイルスの関

係でほとんどですね、海外からのお客様インバウンドが途絶えているのが現状ではございます。しかしながら、ワクチンパスポート等々で、いつの日か必ずまたインバウンドの方々が本県にもお越しいただける状況が作れるかという風に考えております。

平成 29 年には 26 万 4,000 人の本県へのインバウンドの宿泊の方々がいらっしゃいました。そして平成 30 年には何と 152%、40 万 2,000 人という方々にお越しいただき、そして令和元年には更にまた 140%ということで 56 万の方々に、海外の方にお越しいただきました。

中でも、ですね、台湾、中国、香港、韓国、この 4 カ国だけで 33 万 9,000 人、令和元年でございます。インバウンドの 63.5%が、ですね、こういった方々にお越しいただけただけでございまして。勿論本県の魅力もさることながら、おそらく震災ですとか、そういったものの応援も含めて、ですね、お越しいただけただけのものと考えております。

しかしながら、ご存知のとおり、輸入停止を含む規制をしているこの 4 カ国の中で、ですね、今まではそういった、様々な要素で来ていただけただけかもしれませんけれども、ALPS 処理水の放流が始まったところで、本当にまたお越しいただけるのかどうか、非常に不安定な部分が沢山ございます。そういった意味では、これから始まるインバウンドの中で、ですね、インバウンド需要の中で、宮城県が取り残されることがないようにお願いしたい。そのように思っております。

続きまして、対策 7、4 ページ目でございます。宮城県の資料によりますと、令和元年、教育旅行の本県への宿泊者は 16 万 5,000 人を数えました。内容的には、県内が 10 万人。そして県外が 6 万 5,000 人でございます。こういった児童の方々にお越しいただき、震災遺構等を見ていただいて、震災の、ですね、様々な側面を感じていただいたわけですが、残念ながらこれから先、ですね、こういった児童の方々が本県に宿泊していただけるかどうか、非常に微妙な問題もはらんでおります。

宮城県でも発災後、有名な歌人の方が沖縄まで避難したという事がございましたが、子どもを持つ親の気持ちというのは、たぶんそんなものであろうかというふうに思っております。そういった意味では、今後ですね、こういった教育旅行にも様々な影響を及ぼさないような、様々な観光振興策を立てていただきたい。こんなふうに考えております。

昨日の新聞にも出ておりましたが、前の経済同友会の代表幹事だった小林喜光さんが、今はもう昔と違って、モノ消費からコト消費に移り、そして今ではコト消費からココロ消費に移っているというお話をされておりました。まさに宿泊業界も同じで、モノからコトを、コトからココロの消費ということでございまして、その心をどう理解していくのかということ、ですね、また再考いただきながら、私たちの業界に対する考え方を、今後また新たに見直していただきたい。というふうに考えております。

以上でございます。

【座長（村井 知事）】

はい。どうもありがとうございました。

それではここまでの、意見出ましたものを、私が簡単にとりまとめたいと思います。

団体の意見、5 点にまとめたいと思います。

まず 1 点目、海洋放出自体についての意見でございます。海洋放出に代わる処分方法の検討をするほか、国・東京電力と世界の研究開発チームが連携して処理水からの放射性物

質の完全除去が可能となる研究を是非お願いをしたい。海洋放出以外の方法を是非、研究していただきたいということの一つ目。

次に2点目、消費者の理解醸成についてであります。国には、科学的にかつ具体的な行動で、取組や成果を国民が見えるように情報発信をする。そして国内外に向け、処理水の「安全宣言」をしていただく。こうした取組によって、国際社会の理解醸成につなげていきたいということであり、また、いただきたいということでもあります。

3点目、生産者・事業者の生業の維持であります。県産品が市場で敬遠されることのないよう、サプライチェーンをしっかりと監視・指導していただくとともに、万一被害が生じた場合の水産物等の買い取りにつきましても、十分な予算措置をお願いしたいということでもあります。

次に4点目です。福島県のみが対象となっております支援策がいくつかございますが、水産業、農業、観光業も含めて。宮城県も同列に捉えていただきたいということでもあります。

最後に5つ目であり、5点目でもあります。「政府の中間取りまとめ」では、万一の需要減少に対応するための、冷凍可能な水産物の買い取り・保管などに使える基金の設置を記載していただきましたが、それに加え、水産業をはじめ農業や観光業など、業種に関わらず産業振興を対象とする新たな基金の設置をお願いするとともに、その対象は全国ではなく、福島県及び隣県である本県としていただくよう求めたいということでもあります。もちろん茨城県も含まれます。福島県、宮城県、茨城県、こういったところを特別にしっかりと対応していただきたい。影響が大きいところを対象にしたい。ということでもあります。

以上です。

それでは議事の(2)に入りたいと思います。意見交換に入ります。

ただ今の、私どもの意見要望に対する所見をまずお願いしたいと思います。最初に内閣府の松永福島原子力事故処理調整総括官様よりお願いいたします。

【内閣府 松永 福島原子力事故処理調整総括官】

福島原子力事故処理調整総括官松永でございます。

本日はこのような場で、ご意見を聞かせていただく場を設定していただきまして大変にありがとうございます。また、私どもの説明の機会を与えていただきまして大変にありがとうございます。

福島第一原子力発電所の事故から10年8ヶ月が経ったところでございますけれども、未だに様々なご懸念ご心配おかけしていますことを、深くお詫び申し上げます。また、ALPS処理水の問題に関しまして、4月の基本方針の発表以来、連携会議を開催いただきまして、色々とお話をさせていただく機会を設けていただきました。その上で、未だに様々なご心配ご懸念をおかけしていますことを、改めてお詫び申し上げます。その上で、着座にて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今、水産部会をはじめといたしまして、また知事からもおまとめいただきました。様々のご意見につきましては、しっかりと受け止めさせていただきまして、政府としてしっかりと検討した上で、改めてその対応策についてご説明をさせていただきたいと思っております。

9月18日に、この連携会議で、当面の対策についてご説明をさせていただきました。そ

の当面の対策でご説明させていただいた際に、いただいたご意見、そして本日のご意見の中でも、その延長として検討しています内容についてですね、この今後の方針についてという資料に基づきまして、とりまとめておりますので、その部分について、簡潔にご紹介させていただきながら御説明させていただきたいと思っております。

私どもの国資料の1でございませけれども、その中の1ページ開けていただきますと、今までの経緯でございまして、8月24日に当面の対策をとりまとめさせていただいて、9月18日に連携会議を開催させていただきまして、様々なご意見いただきました。それも踏まえましてですね、更に対策の具体化ということで、当面の対策について、今何をやっていて、そしてこれから1年の間予算措置も含めて、どういう対策をとろうとしているかということこの資料でまとめさせていただきました。

本日いただいたご意見も踏まえまして、これをしっかりと見直した上で、更に中長期的な視点も加えた上で、年内を目途に、また行動計画ということで将来課題も含めましてとりまとめを行って、皆様方に提示をさせていただいた上で、更にこれをやりとりしながら改善をしていきたい。かように考えているところでございます。

2ページ目以降は、9月18日にいただいた意見などを、まとめたものでございまして、ここも後でご覧いただきながら、この点について説明させていただきたいと思っております。

5ページ目でございますけれども、ちょっと振り返りでございませけれども、当面の課題ということで、二つ。まずは風評を生じさせないということ。そして2ポツに赤で書いてございませけれども、風評に打ち勝って事業を継続・拡大できる仕組みづくりと、この2本柱で当面の対策ということを考えさせていただきました。

そういった中の、代表策として、先ほどまとめていただきました対策の1から10それぞれについて、今考えていることについてご紹介させていただきたいと思っております。

その前に、まず冒頭で、水産部会からご指摘いただきましたように、宮城県の水産業の現状について、これは非常に重要な産業であるということ、日本においても重要な位置付けを占めている産業であることを、これを十分に認識した上で、しっかりと対応策を執ることが重要だということは、これは言うまでもないことでございますので、しっかりと認識をした上で、対応策についても検討していきたいと思っておりますし、まだまだ、近隣県をはじめそれから海外含めですね、説明が行き渡ってないという点についてのご指摘がございました。この辺については、しっかりとご説明を重ねるという努力を続けさせていただきたいと考えているところでございます。

まず、安全対策という関係で、対策の1と2についてでございますけれども、6ページ目以降で書かせていただいております。前回の会議の際に、構造物についての耐震性などもしっかりと行うということが必要であるということ。これ現在の規制委員会に対して、これらの計画についての申請を準備をしているところでございまして、規制委員会だったり、IAEAにチェックしてもらおう中で、しっかりとそういう点については対応していきたいと考えているところでございます。

そして、本日もお話が出ましたが、魚類の飼育試験の話でございます。これにつきましても、科学的にしっかりと説明ができるように、これは科学者の、例えば大学の先生方も、アドバイスをいただきながら、そして水産庁の関連団体でありますところの海生研の協力も得て、東京電力に実施していただくと、こういうことになっているところでございます。

それから対策の2の関係で、モニタリングの関係でございます。これについてはですね、しっかりと確実に、今、国民の信用を得るために、透明性高く実施をするということで、9ページ目以降に書かせていただいておりますのでございまして、9月18日の連携会議の際に、できるだけ早くやるべきであるというご指摘がございました。当然のことながら、これは季節ごとに色々と海流も違いますので、それがしっかりと反映できるように、現在令和4年の春頃を予定として、モニタリングを開始するべく今準備をしているところでございまして、結果につきましても透明性を高く示していきたいと、このように考えているところでございます。

それから観測点につきましても、水産部会の資料にございますけれども、宮城県の海域でも、しっかりと観測していただけるように検討を深めているところでございます。

それから、対策の3のところでございますけれども、これは11ページ目以降のところ書かせていただいておりますけれども、国際機関との連携でございます。これはIAEAとの連携につきまして、これは具体化してきておりまして、今月も準備ミッションが来ましたが、来月も準備ミッションが来ることになっております。

この中で、IAEA以外の専門家という話がございました。IAEAではですね、本件につきまして、各国の研究者、実績のある研究者について、アドバイザリーボードという形で設けていただいております。その中には、欧米だけでなく、中国ですとか、アルゼンチンですとか、ロシアですとか、韓国ですとか、こういった方からも参加いただいて、そういった目で、専門家の目でも見ていただくような形になっておるところでございます。その他、OECDやNEAですとか、様々な研究機関の機関からも、チェックをいただこうと、かように考えているところでございます。

それから、対策4の関係でございますけれども、情報の発信ということでございまして、処理水の情報、安全性についてはですね、これは16ページ以降で書かせていただいておりますけれども、説明を繰り返し行うということで、これは海外向けですと、在外公館のような政府機関、これも繰り返しやっておりますけれども、それに限らず、JETROなど活用いたしまして、海外で様々な活動を、事業をしていらっしゃる、例えば日本製品の輸入業者の皆様方等々について、ご説明をさせていただく機会を持ちながら、ご説明を徹底していきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

それから、サプライチェーン全体での説明が重要でございますので、そういった点についてのご説明を、今準備をしているということが22ページ目以降に書かせていただいております。

それから、25ページ目以降で、理解醸成に向けた取組ということで、様々な教育機関に対してですね、ご説明を繰り返させていただいているということがございます。これは放射線の影響というのは何かという感じから、色々な授業、特に、大都市部ですね、こういったところでの説明を開始したところでございます。

それから、定期的に意見を把握し収集するという機会ということでございまして、調査活動も実施しながらですね、これは取り組んでまいりたいと、かように考えているところでございます。

次に、ホテル旅館生活衛生同業組合の皆様方からのご意見として、海外インバウンド向けというのをしっかりと意識するようというご指摘もございました。これはもう、しっかりと意識した上で、海外の皆様方、来たるべくインバウンドが回復した時に備えてですね、

説明を観光庁と連携をして行っていきたいと、かように考えております。

そして、27 ページ目にございますけれども、国内外における様々な説明ということで、先ほど申し上げましたけれども、在外公館等々の説明を徹底するという。こういったことをやってまいりたいと思っておりますし、27 ページ目以降で、輸出規制解除後も、しっかりと戦略を持ってやるということ、これは、規制が残すところまだ 14 カ国ほどございます。それから、先ほどご指摘いただきました台湾、香港、中国、韓国、それからマカオなどはですね、規制が厳しゅうございます。こういったところについての規制撤廃について、努力するとともに、仮に規制を撤廃した、例えばアメリカは 9 月に入って撤廃いたしましたけれども、その後も規制がまたぶり返してはいけないということは、十分意識した上で対応策を取っていきたいと、かように考えているところでございます。

それから、対策 6 関係で 35 ページのところでご覧いただきたいのですが、様々な対策についてですね、国民の理解醸成のための活動を、継続をしていきたいと思っております。

それで 35 ページ以降は、対策 7 の様々な対応策でございますけれども、宮城県にとって重要な政策については、これは宮城県に対して実施できるように、これらの内容についてはですね、更に見直した上で、対応策を検討していきたいと、かように考えているところでございます。

前回のご指摘でもございました、農業の対策、観光業の対策、商工業者の対策、こういったことが、十分ではないのではないかとというご指摘もございました。この点に関しましては、37 ページ目以降だったと思っておりますけれども、あの農林業の皆様方への対策、それから観光業の皆様方への対策、ここでは 40 ページにございますけれども、マリンレジャーみたいな話ですとか、地域観光資源の磨き上げみたいな、お話を書かせていただいておりますけれども、やはりこれから有望な観光コンテンツとして、ブルーツーリズムなどもございます。こういったところを含めてですね、様々な活動を、一緒にやっていくことができると、このように考えているところでございます。

それから、万一の需要減少に備えた対策として、43 ページ目で基金のことについて書かせていただいております。これ、政府予算に向けて、今、詳細設計について準備をしているところでございます。食品輸出促進協議会からご指摘いただきましたような、加工品を含むということ、或いは物流の運賃補助、こういったことは、しっかりと対策の中に入れて、かつ、この基金が使い勝手が良いものになるように、先程知事からもご指摘がございましたような、冷凍品ではないものについても活用できるような対策として、こういった対策が必要かということ、詳細設計において検討してまいりたい。かように考えているところでございます。

それから対策 9 のところ 44 ページ目以降で、賠償のことを書かせていただいているところでございます。風評被害の推認方法、賠償額の算定方法など、業種別の賠償方針について、具体化すべく今検討を深めているところでございまして、各業界の皆様方とですね、これは協議、話し合いを是非させていただきたいと思っております、その際には、経済産業省もしっかりと参加して、円滑に適正な方針の策定に至るように、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

それから、賠償について丁寧な対応が必要なのは、これは言うまでもないこととございまして、農業関係者の皆様方に対しても、しっかりとご説明ができるように準備をしてい

きたい。かように考えているところでございます。

対策10でございます。様々なご指摘ありまして、知事からもご指摘ございました。これは技術の力で何ができるかということは、常にアンテナ高くやっていかなければならないと考えておりまして、ここの中ではトリチウムの分離技術のところでございますけれども、これにつきましても、しっかりと今現在、世界で発表されております技術論文、これについての文献調査を実施しながら、かつ5年前に実施いたしました、あの調査の際に、候補に残っていた方々が、その後進捗をしているかどうかについての調査、こういったことを継続してやっておりますし、新規の提案についても募集をしているところでございます。技術の開発、これどこかの時点で起こるということを、我々も期待しながらですね、アンテナ高く準備をしまいたいと、検討をしまいたいと、かように考えているところでございます。

それから最後に、終わりに、のところに書いてございますように、水産部会からのご指摘のように、事業継続がしっかりと可能となるような支援というのが基本だと考えております。これまで、様々な震災からの復興、それから、原子力事故処理、事故からの復興、これが後戻りするようなことが決してあってはならないということは、十分に肝に銘じたうえで、事業継続をしっかりとさせていただいて、復興をしっかりと遂げていただけるように、我々としても様々な対応策を準備していきたいと思っております。

以上、とりあえず、ここで我々の準備した資料に基づいてご説明させていただきました。さらに、本日いただいた意見を基に、更に検討を加えて、またお示しをさせていただければと考えております。

とりあえず、私からのご説明は以上でございます。

【座長（村井 知事）】

ありがとうございます。

松永さん、あの私、座長なので自分の意見を申し上げる場ではないのですが、立場ではないのですが、ちょっと一言言わせていただきますと、あのこれ聞いていて、43ページですね。基金を構築して予算執行体制を確保すると。新たな基金を設立することにより、万一の需要減少等の風評被害にも機動的に対応を確保し、漁業関係者の懸念を払拭していく。処理水放出後も機動的な対応を実施すると。風評被害が生じた場合でも、全国的に機動的な対応を実施する。と書いてあるのですよ。あの先ほどから私どもも言うように、ですね、宮城県は海面漁業と養殖業の生産額は27万トン。そして産出額834億円。これ全国で4位。生産、全国生産量の7%。全国の産出額の6%を占めておりまして、福島県は生産量の3.9倍。そして産出額の約9.5倍で、やっとなら震災前から元に戻ったような状態なのです。海洋放出したら、勿論色々な対策を取っていただくと思うのですが、間違いなく風評被害が出ると思います。もうこれだけマスコミが騒いでいますからね。それで、それでも国の方はですね、福島の方だけ向いていて、で、もし何かあった時には、ここに書いていて、全国的な機動的、全国的に機動的な対応を実施すると書いてあるのです。これおそらく、間違いなく一番被害が出るのは、私は宮城県だというふうに思います。

今日あのこうずっと皆さん話したと思うのですが、今までも、今までも同じようなこと言っているようではございますけれども、一歩踏み込んで、もし海洋放出する場合にはし

っかりと対策とりなさいよ。くらいはちょっと踏み込んで。これ皆さん、ここまで苦労して、やっところまで来たわけですね。それなのに、この回答はですね、あの我々の言っていることに対して、あの全く応えていないと私は思いますね。

ですから、あのやはりこれ、宮城県も相当大きな被害が出ると思いますので、その時には、これくらいするのだということを我々にわかるように、しっかりと、別に基金なりを造っていただくというようなことを、よく考えていただきたいというふうに、これは強く話して、後でまたご意見をいただければというふうに思います。

じゃあまず。

【内閣府 松永 福島原子力事故処理調整総括官】

大変失礼いたしました。宮城県、これ先ほど冒頭に申し上げさせていただいたように、この水産業の位置づけ、非常に大きいものがあるということを、そして、やはり福島の隣県であるがゆえにですね、非常に大きな風評対策の懸念があるということを、風評を起こさないということは、我々のできるだけのことをしたいと思っておりますし、仮に風評が起こった時の対応についても大きなものになってしまうということを、意識した上で様々な対策を行わなければならない。これはもう十分に意識をした上で、対策を練っていきたいと考えております。

風評というのはどう起こるかわからないということであるが故に、敢えて全国と書かせていただきましたけれども、宮城県のこの位置づけ、これについて我々十分に認識をしておりますので、様々な具体的な対応策の中で、しっかりと議論をさせていただいてですね、色々な対応策として、まとめさせていただきたいと考えております。

【座長（村井 知事）】

まあ今日は、この程度にさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして東京電力ホールディングス株式会社の常務執行役福島復興本部（本社）の高原代表様よりお願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

東京電力ホールディングス株式会社、福島復興本社代表の高原でございます。

まずもって、弊社福島第一原子力発電所の事故から10年と8ヶ月が経過いたしました。今なお宮城県の皆様、広く社会の皆様に変なご迷惑ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございません。

また、弊社原子力発電所におきます一連の不適切な事案トラブル等で、また宮城県の皆様に大変なご不信と不安を与えてしまっておりますことを、重ねてお詫びを申し上げる次第でございます。

本日、各団体の皆様方から貴重なご意見をいただきましたこと、御礼を申し上げますとともに、しっかりとこれを受け止めさせていただきたいと存じます。

それでは、失礼ですが、この後、着席をさせていただきたいと存じます。

本日、あの水産部会様、そして宮城県農業協同組合中央会様、そして宮城県農業会議様からいただきましたご意見ご要請につきまして、ご回答をさせていただきます。

まず、現地との信頼関係の構築、そして情報の透明で迅速な公表、具体的な風評被害対

策等についていただいたと存じますが、これにつきましては9月に設置いたしました私どもの仙台事務所を中心に、ALPS処理水に関する理解の醸成、そして風評対策から賠償対応までを一元的に担務し、地域に根差した対応ができるよう、しっかり取り組むとともに、迅速かつ正確でわかりやすい情報発信を継続的に実施してまいりたいと存じます。今後も現地に足を運ばせていただきまして、宮城県連携会議の皆様方をはじめとする関係団体等の皆様に、ご理解を賜れるようご説明を尽くさせていただきたいと存じます。対話協議を通じまして、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

また、海洋や海産物のモニタリング、これにつきましては、関係省庁、関係機関と連携をさせていただきながら、客観性、透明性、そして信頼性を最大限に高めて、モニタリングの具体化に努めてまいりたいと考えております。

風評被害が発生した場合の被害者様に寄り添った損害賠償、これにつきましては、ALPS処理水の放出による風評影響を、何より最大限抑制すべく、対策を講じたい、講じることが大切だと思っております。

その上でなお、ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合には、迅速かつ適切に賠償させていただきたいと考えております。

なお、風評被害の推認の方法や、賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に即したものになるよう、関係団体の皆様には丁寧にご説明をさせていただきまして、ご意見をお伺いしながら賠償の枠組みを具体化させていただきたいと考えています。

本日いただきましたご意見を見まして、国のご指導もいただきながら具体策を検討・実行してまいりたいと考えています。引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

ご意見ご要請に対するご回答は以上となりますが、本年4月に決定されました政府の基本方針を踏まえて、私どもが検討いたしました設備の設計と運用につきまして、11月の17日に公表させていただきました「ALPS処理水を海洋放出した場合の人及び環境への放射線影響評価」につきまして、結果をとりまとめました。福島第一廃炉推進カンパニーのALPS処理水対策責任者の松本の方から、概略のご説明をさせていただきたいと存じます。限られた時間で大変恐縮でございますけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

【東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー

松本 ALPS処理水対策責任者】

東京電力の松本でございます。それでは右肩、東電資料1と記載してありますパワーポイントの資料をご覧ください。

ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価設計段階について、ご説明いたします。

こちらは、先ほど高原が申し上げたとおり、現時点での設備の設計運用方法に基づいて、評価を行ったものです。即ち年間トリチウムの放出総量は22兆ベクレルの上限値、放出点は発電所の沖合1キロメートル東側の、海底約12メートルの水深からの放出を想定しています。

5 ページまで進んでください。放射線影響評価の手順といたしましてはIAEAの安全基準文書に従いまして、ここに記載のとおり6つのステップを、に従って実施しております。左側が人に対する評価、右側が人以外の生物に対する評価で、今回は扁平魚、カニ、褐藻類の評価を行っております。

6 ページをお願いいたします。評価に使用いたしました処理水の性状について、お話しいた

します。6 ページでは、実際に原子、1F、福島第一原子力発電所の存在するALPS処理水を使用しています。6 つのタンクのデータが揃っておりますので、これに基づいて評価を行いました。

また、7 ページをご覧ください。こちらは、被ばくの影響が総体的に大きな核種だけが含まれると仮想したALPS処理水でございます、これ以上、放射性物質を含むことがないだろう。いわゆる、ありえない位、放射性物質を含ませた処理水を仮想的につくりまして、これに対して被ばく評価を行ったものでございます。

具体的にどういう核種が含まれているかにつきましては、8 ページと 9 ページをご覧ください。

10 ページに進んでください。環境に拡散・移行したシミュレーションの範囲について、ご説明いたします。左側の地図にございますとおり、この範囲についての拡散シミュレーションを行っております。東西 1 キロメートル南北 1 キロメートルのメッシュに区切りまして評価を行っているほか、青いバンドと赤いバンドの重なっている部分、即ち発電所の近傍に対しましては、約 200 メートルのメッシュで、解像度を細くして分、あのシミュレーションを行っております。また、気象と海象のデータにつきましては、14 年と 19 年の 2 カ年分を実施、使いました。

評価を行ったエリアにつきましては、11 ページをご覧ください。放射能濃度が高くなると予想されております発電所の正面、東西 10 キロメートル南北 10 キロメートルの範囲で、トリチウムの年間平均濃度、併せて、その他 63 核種の濃度を算出し、被ばく評価を行っております。

13 ページをご覧ください。被ばく評価を行った代表的な個人について、お話しいたします。こちらは、発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価に基づきまして設定しております。年間 120 日漁業に従事し、そのうち 80 日は漁網の近くで作業を行い、海岸に 500 時間滞在し、96 時間遊泳を行うという人を想定しています。こちらは、特に職業或いは住んでいる場所を特定したものではありません。あくまで仮想的に設定したものに なります。

また、今回の被ばく線量の評価では、海産物の年間摂取量による内部被ばくの影響を、大きく受けることがわかっておりますので、表 4-8、4-9 に示しますとおり、海産物を平均的に摂取する個人、及び海産物をより多く摂取する人の個人ということで、設定し評価を行っております。

評価結果について、お示しいたします。18 ページをご覧ください。こちらが海洋における拡散シミュレーションの結果です。右の地図にございますとおり、発電所の近傍におきまして、1 ベクレルから 2 ベクレルのトリチウムの濃度が確認されております。1 ベクレルを超える範囲が、発電種周辺の 2 キロから 3 キロの範囲に留まっていることがわかります。

19 ページをご覧ください。こちらは放出点、いわゆる海底トンネルの出口のシミュレーションの結果になります。海底トンネルの出口の直上付近では、30 ベクレルパーリットル程度を示す箇所も見られますけれども、その周辺で速やかに濃度が低下していることがわかります。

被ばく線量の評価の結果について、20 ページでご報告いたします。実際にALPS処理水が発電所に存在する実際のALPS処理水を用いた評価では、海産物を平均的に摂取する人では一般公衆の被ばく線量限度年間 1 ミリシーベルトの、約 6 万分の 1 から約 1 万分

の1ということがわかりました。また、青い棒グラフになりますけれども、海産物を多く摂取する人でも、こういったレベルに留まっております。

22 ページをご覧ください。こちらは先ほど申し上げた被ばくの影響が、総体的に大きな核種だけが含まれると仮想した処理水を用いて、被ばく評価を行った結果です。こちらも一般公衆の線量限度年間1ミリシーベルトに比較いたしますと、約2,000分の1から約500分の1という評価結果になっております。

また、先ほど申し上げたカニ、扁平魚、カニ、褐藻類の被ばく線量の評価につきましては、23 ページと24 ページをご覧ください。

以上のとおり、東京電力といたしましては、人の被ばく線量及び生物種に対する被ばく線量につきましても、線量目標値に対しまして大幅に下回る結果となっております。人及び環境への影響は極めて軽微であるというふうに考えております。

以下、25 ページ以降は参考資料でございますが、28 ページ以降を少しお話しさせていただきます。これまで海洋シミュレーションは年間の平均値を使用いたしました。28 ページでは季節ごとのシミュレーションの結果を3か月ごとに分解いたしております。季節平均をとりましても、1ベクレルパーリットルを超える濃度は発電所周辺に留まっていることがわかります。

29 ページと30 ページは、そのシミュレーションの結果のうち、最も北に広がる場合、最も南に広がる場合、最も東に広がる場合という、ある一日を切り取ったものでございます。通常自然界にそもそも存在するトリチウムの濃度が0と仮定いたしまして、0.1から1ベクレルという解像度の小さい範囲で示したのは30ページになりますが、一番左の地図にございますとおり、そこまで分解いたしますと宮城県沖のところまで0.1から1ベクレルの範囲が伸びていることがわかります。

しかしながら、この範囲につきましては、記載のとおり1ベクレル以下が自然界に存在する放射性物質のトリチウムの濃度でございますので、現状を測定しても区別できない範囲というふうに考えております。

私からの説明は、以上でございます。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

あの、安全であるということと、安心であるということは別なものですよね。確かに、私も現地にいきましてね、安全であることは十分わかっているつもりなのですが、だから風評が発生しないというわけではない。我々は、それを一番心配しているということをご理解いただきたいと思っております。

それでは、今いただきました説明等につきましてですね、地元の皆さんからお話をいただきたいと思っております。時間の関係で恐縮ですが、2分程度でお話をいただければと思います。

まず始めに、宮城県漁業協同組合の寺沢代表理事組合長よろしくお願いたします。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

はい、宮城県漁協の寺沢でございます。

まあ、今の返答って言いますか、回答に対して、言いたいこと沢山あるのですが、

先ほど、知事の方からお話いただいたとおりですね、国に対しては、やはり全国的な対応ではなくて、やはりご承知のとおり、宮城県っていうのは大震災を乗り越えて、復旧・復興の途中なのですね。やはり、県単位でも、環境、状況が違いますので、十分その辺は踏まえた対応を執っていただきたいと思います。

どのような思いで、今まで、ここまで来たかっていうのは、何度ももう説明しているのですが、何か説明の度に、ですね、そういったことが、またゼロから始まるようで、先程来、皆様からご意見あったとおり、全然この会議が、全然進んでないじゃないのって、そこが全て、それだと思うのです。

だから、そういったことを踏まえれば、ですね、やっぱり、ここにじゃあ何が必要なのか、どういう対策が必要なのか、そういったことが、自ずと答えが出てくると思うのですよ。

先ほどの、色んな、その基金、だったり、そんなものに対しては、やはり皆さんご承知のとおり、何度も説明している宮城県っていうのは、やっぱり日本国内でも有数の水産県なわけですから、そういったところを踏まえれば、ですね、どういった対策が必要なのか、そういったことを十分考えて、もう答えが出てくると思うのですが、どうしても、何回説明を聞いても、色んなこと、まあこういう現場に来て、ですね、前回、私もお話ししましたが、一部がああの種苗生産の中で、岩手と茨城の名前出ていますよね、アワビを追加するというので、宮城の名前が無いのでということで、お話ししたら宮城は継続ですよという回答ですよ。

今回、こういったことになってですね、岩手と茨城は新たな事業が、それが、対応がプラスになったわけですよ。宮城は継続ですよ、従来からある。何でそういう差が出るのですか。

何で宮城には、こういう新たな取組、だったり、そういう我々が要望していることに対して、新たにこういったものを取り組むという回答がないのか。

何かいつも結局スタートに戻ってしまって、全然議論が進まないっていうか、もっと言いたいことは、沢山あるのですが、時間も無い中なので、ちょっと今回はそういったことにしたいと思いますけど。

あと、東電さんをお願いしたいのは、先ほどのシミュレーションの中で、被ばく度は軽微だ、軽微だっていう話がありましたよね。軽微ということは、軽くてもあるという事ですよ。ゼロではないわけですよ。

先ほどから、その被ばく、被ばくって話で、言葉に出ていますけど、一般の国民の方達は、被ばくって聞いたら構えませんか。東電の人達にとっては、常日頃から出てくる言葉なのでしょうけど、国民の皆さんは、被ばくって言葉が出たら、はっきり言って恐怖を覚えませんか。

何にしても、前から言っていますけど、東電さんも、国も、どこに寄り添っているのですかってことですよ。国民とか、我々漁業者とかには、全然寄り添ってないじゃないですか。自分達の立場だけで、ものを言っているじゃないですか。何でそのスタンスが、変わらないのかなと思って、我々常に思っているのですけど。

だから、さっきみたいに、こんな、被ばくは軽微だとか、数値が低いとか、基準以下だとか、そういう問題じゃないと言っているじゃないですか、心の問題だと言っているじゃないですか。

何で、そういうところを理解してもらえないのかなと思うのですよ。

もう、スタートの時点から理解なしに、関係者の理解なしにやらないって言うのに、国が勝手にもう方針決めたわけじゃないですか。その時点で、もうスタートから間違っているのですよ。この信頼関係を回復させるといったら、半端じゃないのですよ。そのところを理解して、踏まえて対応してくださいということです。

私からは、以上です。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございます。

続きまして、宮城県沖合底びき網漁業協同組合 鈴木代表理事組合長よろしく申し上げます。

【宮城県沖合底びき網漁業協同組合 鈴木 代表理事組合長】

沖底の鈴木でございます。

まず、ちょっとお伺いしたいのは、今もって、セシウム等々の放射能物質が、全く漏洩していないのかどうか。希に、とんでもない数字のセシウムを帯びた魚が2回ほど揚がっておりますけれども、そういうのが、今まで全くなかったのかどうか、一つお聞きしたい。

あと、今、私たち震災対策で「がんばる漁業」をやらせていただいて、ある時から、この震災もさることながら、原発の事故の対応かなと思われるようなことも合わせて「がんばる漁業」をやらせていただいておりますけれども、私達、今聞いているのでは、国の方針では、平成（令和）7年度までの事業年度だという話をお聞きしたのですけれども。また、一方では、平成（令和）12年度っていう話も、ちょっとお伺いしているのですけれども、そのあの先の如何っていうところも、ちょっとお聞きしたいなというのがもう一つあります。

あと、私達、現在、水揚げを確保するために、一生懸命努力して、色んな機器を導入したり、色んな船に装備をしたりしてやっているのですけれども、宮城県の対策の3ページ目のところに、新たな生産・販売展開で、必要となる漁業用基金等っていうのは、もう既に私達、補助も何も受けなくて自助努力でやってきているのですけれども、そういうことを、実はADRで、係争中で、和解案を出してもらっているのですけれども。東電側の弁護士さんには、ADRの方から、宮城県の水揚げが落ちてないから補償いらんないじゃないかというふうな、弁護士さんからそういう意見があったのですけれども、待てよと、ADRの仲裁の方は、宮城の人達は一生懸命、漁業資材とか少ない金額で水揚げをイコールにさせるためにはどうしたら良いかというのは、水揚げ単価を上げるだけの努力をされているのに、東電は一向に、それはあなたたちの自主努力だ。勝手にしなさいよというふうなことで。東電としての意見、あの姿勢が問われているのではないですかというご意見が付いたということがありますので、ちょっと皆さんにちょっと考え直していただきたいなということが一つあります。

まあ、風評被害とかなんかですと、中々目に見えないものですがけれども、あの事故が起きて、いざ何かが起きて、値段が下がったって言うのも、いやこれは色んな要因があって下がりましたとあって、そういう私たちからすれば屁理屈みたいな理由を付けて、それが、あなた達の努力が悪いから、そうなったのだから、そういうふうな言い方をされそうなの

で、ちょっとそういう、そのきちんとした基準か何かを作って、何年か前の、何はこれくらいとか、そういうデータを基にした、そういうふうな基準で多分やってもらえると思うのですけれども。漁業界には大漁貧乏という言葉があって、たくさん取れるときは安くなるのは当然だとか、そういうふうなことが、往々にして言われがちですので、そういう風評被害とかなんかは、是非とも避けていただきたいような、あの算段というか、そういう対応をとっていただきたいと思っております。

沖底グループとしては、今のところ私達の意見はこうです。

【座長（村井知事）】

はい、じゃあ質問に対する答えは、後でまとめてお願いしたいと思います。

次に、宮城県近海底曳網漁業協同組合 阿部代表理事組合長お願いいたします。

【宮城県近海底曳網漁業協同組合 阿部 代表理事組合長】

近海底曳の阿部です。

だいたい沖底の鈴木組合長と同じような気持ちですが、風評って流す時点で風評が出ているのですよね。ですよね。

それに対してどうのこうのって言う前に、何をやっているのかって、ふざけんじゃねーよって言いたくなるのだよ。本当に。ここで騒ぎたくなるような気持ちですよ。

まだ現役だから、ほらあれだけでも、沖に行き、あのシケの中、稼いでいるのにさ、何？何？て言いたくなるよ。補償？補償なんかいらねーよって。昔の漁場を返してくれって。安心した漁業をうちの息子なり、孫なりにやれるような状況をつくって欲しいですよ。

今の東電の話、何語っているのかなあと思っているよ。影響ないとか、微々たるものだからって、微々たるものと風評なんか起きるわけがないじゃないか、ばかたれがこの。

以上。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

次、宮城県産地魚市場協会の志賀会長お願いいたします。

【宮城県産地魚市場協会 志賀 会長】

はい。先ほど部会長も言われておりましたように、宮城県は全国屈指の水揚げ量で、水揚げ金額を誇っております。全国で、特三漁港が3つあるという県は、宮城県だけです。そのように、とても重要な水産物の基地であることを自負しております。

東日本大震災では、大きな被害を受けました。高度衛生管理型の魚市場として、生まれ変わり、県内の沿岸漁業を営む漁船だけでなく、先ほども、遠洋沖合漁業を営む全国の漁船に、数多くの入港をしていただき、震災前と同様の取扱量に回復することができたところでもあります。できつつあるところでもあります。

しかしながら、近年は地球温暖化の影響を受け、冷水性の鮭のほか、サンマ、スルメイカなどの多くの魚で不漁は続き、先行きが見通せない大変厳しい状況となっています。

そのような状況下で、処理水の海洋放出を決定したことは、魚市場にとってどのような

影響が出るのか全く想像ができず、不安でいっぱいであります。

未だ海洋放出に対する国内外の理解を得られたと思えず、海洋放出には断固反対と言わざるを得ません。

申し上げたいことは、これまでの日々の生業が、海洋放出を境に苦境に立たされることがあつてはならないということであります。

今年の4月の基本方針発表以降、風評への被害は高まっています。先ほど、隣の阿部代表も言いましたように、風評が出ているとの話もあります。

実際に海洋放出する、しないに関わらず、今後更に風評被害が拡大することが懸念されるので、魚市場経営が安心して経営できるような、水揚げ確保や経営の安定化に資する支援策を構築するよう求めます。

また、我々もそうなのですが、業界、あとやっぱり、そういう関わる加工業者に対する説明会っていうのですか。ここでは我々が聞きますけど。その、やる、やるって言うておいて全然実行されてないと。ね。国も何を考えているのかなど。

我々は、一応、県の職員さんと色々話し合いながら、ね、そういうことはしています。

我々は代表で来ています。でも、やっぱりある程度、そういう末端のほうにも出向いていただいて、説明責任を果たしていただけたらなど。そうすれば、我々も色々行動は、やり易くなるのではないかと思います。

以上です。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県水産物流通対策協議会の水野会長お願いいたします。

【宮城県水産物流通対策協議会 水野 会長】

はい。水野でございます。

あの、ですね、この話が出て、基本方針が決まったのは今年の4月なのですよ。それからですね、これ私は驚いたのですが、そちら側（国側）から出されたこれまでの取組を見て、こんなにやったのですか。この期間に。それで効果ありましたか。でね、8ヶ月過ぎているのですよ。

何故そんなに急ぐの。ゴリ押しじゃないですか。

ちゃんと皆の理解と、世界の理解を求めて、やるべきことだと私は思うのですね。

これ、持ってきたこの（国）資料にビックリしましたよ。これまでの取組って。見てください皆さん。これまでの取組こんなにやって何の効果があつたのか。

じゃあ、これからの取組はどれかって言ったら、もう4年度以降のことしか、4年しか載ってこない。5年も、6年も、7年もという数字はないのですよ。

何を考えているかって言ったら、もう2年ちょっと過ぎたあたりに放流するよということでしょう。私は、こういう、ちょっと、そうとしか取れないですよ。

何で、こんなに8カ月間にやったのに、誰からも大丈夫だとか、どうなっているのかとか、そういう意見が出てきてないと。であれば、今までの対策についての、今後について8ヶ月でどういうふうになりますかね。

皆様、大変お忙しい中に仕事をなさっているわけで、12月にやることも随分ありますし、

我々はそれを信じて生きていけますかね。風評被害が実被害になったらどうするのですかね。

物の見方も、最初の、おたくらの物の見方は二次元的で地図の上の距離と数字で、実際に起こることは立体的ですよ。

数字の問題もそうですし、水産物流通対策協議会として、日本中に水産加工品を出荷していて、風評被害がもし発生すれば、未来に永劫がないのですね。これ、止まらないのですから途中で。もし、何かあって、風評酷かったら、止めますか。止められますか。

だから、もっと時間を取るべきだと思うのですよ。何で、2年でそうやってゴリ押ししなくちゃいけないのか。もっと世界や日本人で、国民を理解させて、風評と実質被害を避けるという。

でも、何かお話し聞いたら、絶対延期はしないという意見を聞きましたけれども、絶対延期がないわけですね。それは、もう何としてもやれと、そういうふうにしただけでいいのです。非常に不親切な説明だと、私は思います。

もし、こんなにやっていたら、もっともっとニュースには出るし、もっともっと安全だとして話が出るはずだと思います。

しっかりと、ですね、その、焦ってやればやるほど風評は大きくなりますからね。これから、もっともっとこの話が1年ぐらいにバンバンバンバン大きくなってきますよ。その影響を考えると非常に心配です。

以上です。

【座長（村井知事）】

はい、ありがとうございます。

それでは次に、宮城県消費地魚市場協会の石森会長代理をお願いいたします。

【宮城県消費地魚市場協会 石森 会長代理】

はい、あの東電さんの、この資料1を見てびっくりしたのですが、東電が作ってきたそのシミュレーション誰が信じるのですか。そういう常識、非常識だなどと思って見ていたのです。安全です。安心です。それが、あの、東電が作ってきた資料ですと、これじゃあね誰も信じないじゃないですか。

これ、この体質なのかなーと思ったのですが。

あの、沖底の鈴木組合長が言っていましたけど、ADRからの和解案を受け入れずに投げた。対応しなかったあの案件って、どれだけあるのですか。私が知っているだけでも、結構ありますよ。

ADRさん全く機能していません。あのADRが出したあの和解案ですよ。これだけは払ってくださいということに対して、東電は徹底的に戦ってゼロにします。「無理です」と、「それダメです」。お金を使って弁護士さんにね、どんどんどんどんお金を使っているかどうか、わからないですけど。結果、何とかその被害がなかったことにしていこうと、それだけいっぱい案件知っています。

そういう方々がね、あの出してきた安全安心の、この資料を信じろというのは、まず間違いです。

2年後の処理水の海洋放出、これを、勇気を持った変更、撤回、何とかできないのかな

と、国のほうには求めます。

ふるさと、宮城の魚はとても怖くて食べられないってなったらどうなるのですか。

私達、魚でずっと生きてきて、生まれ育って、この宮城の海が、もし万が一、「いや、シミュレーションと違っていました」っていうふうになったら、どうなるのですか。恐ろしくて、恐ろしくて、ですね。本当に、こう勉強すればするほど、これは大変なことだなあと感じてきました。

何とかですね、そのトリチウムというか、その放射性物質だけをこう何とか取り除いて、それだけを固めて地中深くあの1キロ位の深い穴に、閉じ込めるようなこんな策って、できないものなのかなと、本当こうつくづく思います。

今からでも遅くないと思います。是非、検討していただければと思います。

はい、以上です。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

次に、宮城県議会を代表して、外崎副議長お願いいたします。

【宮城県議会 外崎 副議長】

皆様、改めまして、宮城県議会の副議長、外崎浩子でございます。

詳細なる説明をいただきました。

今回で第4回というこの連携会議であります。やはり、毎回この会議に出席しておりますが、今、様々な関係団体の皆様方のお話ししたとおりでございまして、大変に、いつも、この会議が終わる度に、ですね、やはり今回も明るい未来が描けなかったなということで帰るような形でございます。

私たち今、大震災調査特別委員会を設けております。

我々、改選時期が2019年でありましたので、11月のこの時期に、また新たなメンバーとして委員会が変わるわけでありましたが、委員会のメンバーが替われども、やはり議会としての意見、姿勢は変わるものではありません。

やはり海洋放出に関しましては、いずれにしても反対という姿勢でございます。

また、11月17日に私も新聞報道等で拝見いたしまして、この放出のですね。まあ設計でしょうか、それを拝見いたしまして、大変に大きなショックを受けております。

先ほど、内閣府松永様の方からご説明がありましたとおり、耐震、或いは自然災害に対する対応ということで、前回私が指摘をいたしました点に関しまして、ご説明、対応していただきましたこと感謝申し上げますが、やはり、これが、ですね、どの程度、その企業としての、或いは国としての、安全性の使命の継続ということを考えていらっしゃるかということ、今一度、確認したいなというふうに思っております。

我々ですね、この放出に関しましては、ただ単に1回限りでの放出で終わるとは考えておりませんし、これから先10年、20年、30年、あの福島の方の中で、タンクの量がどれだけあるのか、或いは、これから先そのタンクの水がどれだけ増えていくのか。そして、また処理水がどれだけ、これからも増えていくのか。相対的な量というものを、まだ示されていないかと思っております。

これから先、1回の放出で終わらない。この海洋放出に関して、この会場にいる誰しもが

10年、20年先の責任をどうやって取るのか。そして、また、東電の皆様方も10年、20年先の未来、どのように責任を、そしてミッションをしっかりと継続していくのか、その点を、またお話を伺えればと思っておりました。

また、1点ですが、先ほどシミュレーションに関しましては、私も大変な、やはり不安を感じております。動植物の被ばくに関しましては、このシミュレーション、扁平魚、カニ、褐藻でしょうか。こちらの方であります、やはり宮城の海洋の特質というようなものをしっかりと受け止めて欲しい。これは、当初から申し上げていたことでありますし、リアス式海岸、我々ホヤを代表といたしまして、アワビやナマコ、こうした栽培漁業でありますとか、ノリ、ワカメといったものを、今、水産のトップとして日本の中でもブランド化しているところがございます。

是非とも、そうしたような宮城の特性に合わせての飼育試験、或いはシミュレーション。こちらで、カニが出ておりますが、私、宮城のカニというものを、宮城にこれまで61年住んでおりますが、宮城のカニ、あまり見ておりませんし、このようなカニをシミュレーションしていただくだけの、量が出ているのかどうか不安になっているところがございます。

以上であります、やはり中長期的なこれから先のシミュレーション、或いはスケジューリングというようなものが必要であるとともに、やはり恒久的な、この安全性、安心確保というようなものを、しっかりと求めてまいりたいというふうにも思っております。

以上です。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

それでは、宮城県市長会を代表いたしまして気仙沼市長の菅原副会長様お願いいたします。

【宮城県市長会 菅原 副会長】

はい、宮城県市長会であります。

先程来、あの水産関係者の皆様方のお話、大変、あの憤りを込めたお話だったというふうに思っています。そういう意味で、今回4回目でありますけれども、水産関係者の理解が進んでいないと言わざるを得ないというふうに思っています。

そういう意味の観点からすれば、説明と対策だけではなく、ですね、不信感の払拭ということにも相当な重きを置いて、政府、また、東電の方で対応することが必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、これは以前から市長会として話していることだと思っておりますが、現在既に風評があるわけですね。ホヤを輸出できない相手が存在している。そのことが払拭されないで、次の段階に進むということに違和感を、感じています。そのことについて、しっかりとした見解を示す。又は、その解決をするということが、政府として必要なことではないかなと思っております。

それと、今日、なるほどな、と思ったのですが、食品輸出促進協議会の皆さんの方から、国際認証の話が出ています。この国際認証は、本来、資源管理を主体とした認証だと思いますので、もしかすると関係ないということなのかわかりませんが、もしですね、本当にこのことが問題になって、あの認証を取れないということになれば、ですね、明確

な、風評以上の被害になります。そういう意味で、ここはしっかりと、その確認をしていく必要があると思います。大変重要なポイントなのかな、というふうに思ったところです。以上です。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

次に、宮城県町村会を代表いたしまして、松島町長の櫻井会長お願いいたします。

【宮城県町村会 櫻井 会長】

はい、町村会の櫻井でございます。どうも皆様ご苦勞様でございます。

皆様多くのことを話されたので、あれなのでありますけれども、今日、開会前に水産関係者の方と、今日の会議で何か進展はあるのかなという、話し合いをさせていただきました。

今、水産関係者の方々のお話を聞いて、それから内閣府の方々のお話、東電のお話を聞いていますけれども、どうも噛み合わない、前回と同じで全然進んでいないというのが正直な気持ちであります。

それから、今日の河北新報に11月11日に、千葉県で水産関係者の方々に処理水放出の説明会の記事がありました。約1年ぶりに開催した書き方なのですね。これは、宮城だろうが、福島だろうが、やっぱり東電（福島第一原子力発電所）に関することに関しては、全て一律にきちっと捉えて、物事を進めていただきたい。というのが一つであります。

それから、もう一つは、これは、今日で4回目でありますけれども、今後の方針ということで、内閣府の資料の、最後のページにございますけれども、今後どのように進めていこうとしているのか。これだけの反対者が出ていの中で、どのように、解決策を求めていくのか、その辺の前段の話だけでも、まずは聞かせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【座長（村井知事）】

はい、どうもありがとうございました。

えっと、私このあとちょっと別の公務が入っております、ここで退室しなければいけません。

座長を譲りたいと思うのですけれども、私から最後に、ですね、改めて、最初に、冒頭、私の方からまとめてこの団体が、ですね、皆さんから出た内容、ご意見・要望をまとめた、先ほどお渡しした連携会議資料1に書いてございます、要点5項目ですね。

まずは、海洋放出に代わる処分方法をしっかりと検討するということを、改めて検討するという、約束をして欲しい。

2点目は、国内外に向けて処理水の安全性について、しっかりと国際社会の、国内・国際社会の理解醸成につなげるような努力をしていただきたい。

3点目、サプライチェーン、流通ですね、これをしっかりと監視・指導して、万一被害が生じた場合の水産物等の買い取りも、十分しっかりと今のうちから検討して欲しい。そして予算、我々が納得する予算を確保して欲しい。

4つ目は、福島県のみが何かという対象になっておりますけれども、水産業、農業、観

光業も含めて宮城県も是非同列に捉えていただきたい。

最後に5つ目でありますけれども、政府の中間取りまとめでは、万一の需要減少に対応するために、冷凍可能な水産物の買い取り保管などに使える基金の設置を、記載していただいておりますけれども、それに加えて、水産業をはじめ農業や観光業など、業種に関わらず産業振興を対象とする、「産業振興を対象とする新たな基金」の設置を、是非お願いしたい。それを全国一律ではなくて、福島、また宮城、そういったようなところにだけ使えるような、そういったようなものですね、しっかりと財源として確保していただきたい。

これを私どもの方から、改めて強く要請させていただきまして、ちょっと次の公務の方に向かいたいと思います。しっかりとご回答いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【司会（日下 原子力防災対策専門監）】

大変申し訳ございませんが、ここで、知事は退席させていただきます。

引き続き、遠藤副知事の方が、座長を務めますので、少々お待ちいただきます。よろしくお願いたします。

【座長 代理（遠藤副知事）】

それでは、進行を続けさせていただければと思います。

今、各団体の皆様からも、それぞれ意見がございました。えっと、この件につきましてですね、国及び東京電力の皆さんの方から、それぞれご回答いただきたいと思いますが、それぞれの意見なりご質問がございましたので、あの、振り方につきましては、松永総括官にお任せいたしますので、国の皆さんに、それぞれお振りいただければと思います。あと、東電の方もよろしくお願したいと思います。

じゃあ、お願いたします。

【内閣府 松永 福島原子力事故処理調整総括官】

水産関係者の皆様、それから議会、市長会、それから町村会の皆様方のご意見大変にありがとうございました。

今、いただいたご意見をしっかりと受け止めさせていただいて、それを踏まえた上で、色々と検討を進めてまいりたいと思っております。

まず、寺沢組合長さんから、おっしゃっていただいた点につきまして、全国的な対応だということにつきまして、我々も宮城県の水産の重要性ということは、十分認識をしております。なかなか言葉が足りずに、大変ご不快な思いをされたとしたならば、大変にお詫びをさせていただきたいと思っております。

その上で、宮城県の皆様方に、水産関係者の皆様方に、どういう対策が必要なのか。言葉足らずで申し訳ありませんけれども、当面の対策として、こういうことを考えている。そして、更にこれから一年で、それに加えて何をやるかということ、今回まとめたところでございます。

これに加えて、どういったことを、やらなければならないのかということですね、まさに色々とお話をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、これは、引き続き、色々と意見交換させていただく機会をいただければと考えております。

個別の水産関係の対応策につきましてはですね、今の段階でのご意見について、少し水産庁から補足をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それ以外にも、議会からのご指摘についてもしっかりと踏まえて、中長期的なスケジュールでどう考えて、どういう対応策をしていかなければならないのか、廃炉というのは、これから30年かかるプロジェクトでございますので、そういう中で、どういう対応を、安全性の面、そして風評を起こさない面、必要なかということ意識して、今回の行動計画という形で、中長期的なことも含めて考えていきたいということでございますので、引き続き、ご指導よろしくお願いいたします。

それから、市長会からのご指摘も、不信感の払拭というのが重要だということは、ご指摘のとおりだと思っております。

それから、この国際認証の関係は、国際認証をしっかりと取れるように、我々としても支援をさせていただくという体制はとりたいと思っておりますので、その点については、しっかりと対応ができるように、もっていきたいと考えているところでございます。

それから、町村会からもご指摘いただきまして、進展があるのか、無いのかということで、進展が無いではないかというご指摘でございます。こちら辺、私どもの説明が足りなかった点も含め、お詫び申し上げたいと思っておりますけれども、一つ一つですね、理解が進むような取組を進めていくということ。これに加えて、対策を実施していくということですね。

先ほど、ご指摘いただいたように、今も対策をこれだけやっているのにとということもございました。これだけ、色々な対策は続けております。

それに加えて、今回、様々な対策を更に加えて行くということでございますので、これによって、様々なご理解を得て、それから風評への影響が無いようにする。仮に起こっても、大きな影響がないようにするには、何が出来るのかということ、更に深めて行きたいと考えておりますので、様々なご指導よろしくお願いいたしますと思っております。

今、個別具体的話につきまして、水産庁さんと、それから東電に対するご指摘につきまして、東電から補足をいただければと思います。

【農林水産省水産庁増殖推進部海洋技術室 長谷川 室長】

水産庁でございます。色々なご意見ありがとうございました。

皆様からいただいた、宮城の実情ということですがけれども、養殖についても、海藻、貝類、魚類と幅広く行われていて、漁船漁業についても、遠洋、沖合、近海とこれだけ幅広い色々な漁業種類が行われていて、沢山の水揚げがされているという場所はですね、日本中探しても、そんなにあるものではないと思っております。

ですので、そういう多様性に私どもも留意しながら、進めてまいりたいと思っております。

個別にいくつかご質問いただきましたので、お答えできる範囲で答えさせていただきます。

まず、鈴木組合長からお話のあった、「がんばる漁業」の延長の話ですがけれども、これは事業の計画の認定期間、採択するかどうかの認定の期間を令和7年度まで延長するという事で、実際には、その後、認定した後に事業が始まるので、事業の実施期間は更に延びるということでございます。

それから、寺沢組合長からお話のありました種苗放流ですけれども、ちょっと役人的な文言ばかりで大変申し訳ございません。具体的なことはですね、これから地元とご相談させていただきながら進めてまいりたいと、担当の方も申ししておりますので、是非ご相談いただければと思います。

それから、輸出促進協議会様と鈴木組合長からお話のあった高い放射性物質濃度の魚が出る理由ということでございます。魚に発信機がついてあるわけではないので、はっきりしたことはわからないのですが、今の基準値はセシウムで1キロ当たり100ベクレルですけれども、これを超えるような魚が見つかる環境は、福島第一原発の港の中に限られると思っております。海底の泥にはですね、セシウムがまだ残っているというのは事実であります。水産研究・教育機構が実際に飼育実験を行っていきまして、泥や泥の中の餌を通じて魚にセシウムが取り込まれるということは、ほとんど無いと考えられています。そうなりますと、水から取り込まれるということになりますけれども、魚の濃度が基準値を超えるような高い濃度の海水があるのは、福島第一原発の港湾内のみですので、そういう意味で考えると、ここが一番可能性が高いのかなと思っております。

東京電力も、港の中に網を張るなどして、魚が外に出ないようにということはやっていますけれども、完全に防げるかどうかという問題がありますので、そこはしっかりやってもらいたいと、私どもからも毎回お願いをしているところでございます。

私の方からは、以上です。ありがとうございました。

一つ、大事なことを言い忘れていました。魚といいますか、食品の基準値ですけれども、これが安全と危険の境目という誤解をされている方が、やはり世の中には大変多いのだと思っております。勿論、基準値を超えたものは市中に出回らないようにすることが一番大事だと思っておりますけれども、基準値は必ずしも安全と危険の境目ではなく、まさに安心のためにやっているのだというようなことも、私ども、これからはしっかり理解を得るようにしたいというふうに思っております。

【座長 代理（遠藤副知事）】

松永様、どういたしますか。

東電の高原さんですか。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

はい。あの東京電力の高原でございます。

大変貴重なご意見、私自身、大変重く受け止めなければいけないご意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。

冒頭、寺沢組合長から、頂戴しました被ばくという言葉、どれだけ一般の方が聞いたらビックリするんだと、これから風評が、というところだと私も理解しています。

科学的な説明、これは、重要なところだと思っておりますが、確かに心の問題ということをおっしゃられました。どういう言い方ができるか、どうやったら説明して安心につながるかといったところは、少し考えなければいけないと思ってお聞きしたところでございます。

冒頭、知事からも、安全と安心は違うというようなお話がありました。

まさに被ばくの評価につきましては、安全について訴えたつもりでございまして、

これについては心の問題、安心の分については、少し足りなかったと思っています。少し考えさせていただきたいと存じます。

また、これもお話が水野会長からもございました、そういった問題を平面的に捉えていて、立体的に捉えていない。これも、まさに私達が、もしかしたら、地図の上だけでやっている、或いはコンピュータで計算しているだけの話かもしれません。

それを聞かれる、説明を受けられる方の立場に立っていなかったというご指摘につきましては、誠に申し訳なく思っております。

少しそこは、私達もこれまで何をやってきたのだという御指摘がございますけれども、時間を少し、改めて考えさせていただきたいと思えます。

今日は、大変、私も、あの重く受け止めさせていただきました。

そして、その他頂戴いたしましたご意見の、魚のセシウムのお話につきまして、今、水産庁様から頂戴したとおりでございます。(港湾内の) 管理につきましては、しっかりやっているところでございますが、そこは改めて徹底をさせていただきたいと存じます。

それから、説明会。志賀会長からもございました。足りてないところがあるという話もございました。ここにつきましては、鋭意ご説明にお邪魔しているところでございますが、是非こういったところが必要だということがあれば、馳せ参じたいと存じますので、私達も、また、ご要望を伺いながらやらせていただきたいと思います。

ADRにつきましては、ちょっとこの後、ご説明させていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、私ども、安全と安心が違うということを、よくよく分かっているつもりでございますが、今日、ご説明申し上げた放射線の影響評価一つにつきましても、足りていないところがあります。

既に、風評が始まっているというようなお話もございます。

微々たるものなら、風評があるわけないだろうという話も頂戴いたしました。

しっかり、お話を伺いながらやらせていただきたいと思いますと思えますが、いずれにしても、私達の努力不足によりまして、まだまだ、宮城県における地域の実態に理解が至ってないと、ここは大きく反省をさせていただきます。誠に僭越なお話かも知れませんが、是非、私達にも、そこは足を運ばせていただいて、仙台事務所を9月から立ち上げております。色々権限を与えて、今やらせているところでございますのでご指導いただければと存じます。

ADRにつきまして少し、この後、補足させていただきます。

【東京電力ホールディングス株式会社 新妻 フェロー】

東京電力のフェローの新妻でございます。

ADRの案件につきましては、過日、鈴木会長のところに出向かせていただいた時に、そのお話を、私が直接お伺いした案件でございます。その後、戻りまして状況等の確認はさせていただいております。そうした中におきまして、ご指摘のような発言をしたということは、確認させていただいております。

その対応の中で、やはりしっかりと実情を踏まえた中での、お応えというものがされてなかったように、私自身は理解しております。その意味では、本当に申し訳なく思っております。

地域の対応の問題は、やはり足繁く、多くの方々と接しさせていただいて、そして、実情はどうなのか、それをしっかりとお伺いして、そして、その根底にあるのは何なのか、

それをしっかりと、私達自身が理解し、また忌憚のないお話を承る。そういう対応が一番大切だと考えてございます。

今回このようなお話を承ったこと、大変残念に思っておりますけれども、今後こういうことのないように、私どもとしては、したいと思えますし、そんな意味でも、仙台事務所の所長以下も、足を運ばせていただいて、また、色んなお話をお伺いできるようにできればと考えております。

本当に申し訳ございませんでした。

【座長 代理（遠藤副知事）】

よろしいですか。今、国の皆さんと東京電力の方々からお話しいただきました。

今のお話を伺われて、他にこちらの関係団体の皆様、何かお話になられる内容等ございますでしょうか。よろしいですか。

それではですね、最後をお願いという形で、申し上げさせていただければと思います。

私どもが、ですね、色んな形でその意見を差し挟むというのは、中々難しいことがあるのですが、実はこの連携会議ですね、宮城県連携会議を設置しまして、開催をさせていただいた一番大きな根拠、理由はですね、やはり国の皆様、そして東京電力の皆様と、宮城県の水産業の団体の皆さんを中心としたその関係する皆様の間で、この処理水の放出、処理を含めて、お互いなのですね、理解を深めていこう、若しくは、その距離を、ですね、縮めて行きましょうというのが、大きな目的になっています。

実は、その譲れない部分というのは当然ございますから、そこは、やはりそれを認めていただきながらも、できる限りそれぞれ前向きに、お互いの距離を縮めていくために、どうしていくかということ、その会議の中で進めていこうとしてきました。

で、今回4回目です。4回目の開催にあたって、連携会議の資料にありますように、水産部会を中心として、各団体の方が、ですね、本当に真剣に会議を重ねていただいて、この今回の4回目の会議で進展を見ようということで、言語化して、それぞれ項目毎に整理をして提案をさせていただいています。

それが、ですね、結局、国からの資料は前回の会議の、まあ折り返しという形。また、東電さん、今日、別な資料なので、またコメントさせていただきますが、その部分において、本当に距離が縮まってきたのだろうかという疑問を、皆さんお持ちだと思うのですよ。

やはり国の皆さん、どうしても国の方針があるので、その枠の中で、やっぱりどうしても物事を進めていくという時に、私どもの意見を聞いた時に、あ、ここに、ハマルとか、ここで言えるなっていうところの、まあパズルみたいな部分っていうのはあるかと思いますが、決してそうではなくて、やはり先ほど寺沢組合長さんもおっしゃったように、その心の叫びなのです。地元の皆さんの。本当に。理屈じゃなくて、やっぱり気持ちっていう部分もあります。そこに、やはりできる限り寄り添っていただければ、っていうことがあります。

という意味では、次回の5回目の連携会議に、どうしても期待するところがあるのですが、やはり、国の皆さんが、宮城県のみならず、ですね、我々は、宮城県ですけども、地元の皆さんに歩み寄っていただいて、どういったことが具体的にできるか、というその具体性を伴った提案をしていただかないと、実は宮城県、責任があります。この連携会議を開催しているという意味では。

そうしますと、進展がないと、お前ら何やっていたのだということになってしまいますので、是非ですね、そういった意味での、僅かな、まあ僅かといったら悪いのですが、前に進んでいっているという、その証を、お互い確認できるような、まあご配慮ですね、お願いできればというふうに思っています。

それから、東電さんに申し訳ないのですが、私もちょっとびっくりしました。これは、あの俗に言う、その東電さんの常識が世間の常識なのか、世間の常識が東電さんの常識なのかとなると、あの組合長さんがおっしゃったように、やはりですね、これって一体、何の目的があって今日の資料として出されたのだろうかという疑問が出てまいります。

皆さんの中で、シミュレーションしたので、シミュレーション結果、異常ないですよっていうのは良いと思うのですが、それを聞いた皆さんが、どうその印象を受けるか、どう受け取るかということをお考えになった上で、この資料ですね、お作りになった、若しくは、お出しになったのだろうかという疑問があります。

そういった意味では、まあ、あの言葉は悪いのですが、ちょっとデリカシーに欠如していたのかな、っていうところもありますので。やはりADRの話も出ていますけれども、ちょっと、その辺はもう少し、その社内で、ですね、よく吟味をしていただきながら、会議に、ですね、臨んでいただければなというふうに思います。

この資料は一体どう使いたいの。何をしたいの。というのが全く不明になってしまったような気がします。

これあの私が、こんなことを言うのは申し訳ないですが、ちょっと私自身も非常に疑問に思ったものですから、敢えて申し上げさせていただいたところでございます。

ということで、ちょっと余計なことを言ってしまうかもしれませんが、よろしいですか。良いですか皆さん。よろしいですか。はいそれではですね……。

【内閣府 松永 福島原子力事故処理調整総括官】

それでは一言、今ご指摘いただいたとおり、我々、今回、前回の9月18日のご指摘を基に、資料を作ってまいりました。

それから8月24日にお示しをした当面の対策を、どれだけ具体的にしていくかという観点から、資料を作成させていただきましたので、本日お受けいたしましたご意見について、必ずしも十分にお答えできてない点が多々あるかと思えます。

従いまして、この点につきましては、更に我々のご説明を聞いていただき、更にご意見をいただいて、一つ一つ問題が前に進むように、進めてまいりたいと思っておりますので、是非、連携会議の皆様方に、色々ご説明させていただく機会、そして進捗をご理解いただける機会をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【座長 代理（遠藤副知事）】

はい、よろしく願います。

よりこの連携会議が、ですね、実効性及びその理解が進むような会議になっていただければなど、有意義な会議になればというふうに願っておりますので、是非とも皆さんですね、ご配慮いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではですね、長時間に渡りましてご議論ありがとうございました。

また、次回ですね、会議につきましては、ご案内申し上げさせていただければと思いま

すので、よろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

【司会（日下 原子力防災対策専門監）】

以上をもちまして、第4回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。